

2015年11月、救急認定ソーシャルワーカー認定機構は、救急医療現場におけるソーシャルワーク実践に必要な知識および技術を有するソーシャルワーカーを養成し、統一した基準の下にその認定を行うことで、救急医療の質の向上および人間の福利(ウェルビーイング)の増進に貢献することを目的に、日本医療社会福祉学会と日本臨床救急医学会を構成団体として、日本医療社会福祉協会と日本精神保健福祉士協会を協力団体として設立されました。

2016年度には第1回となる救急認定ソーシャルワーカー認定事業を実施し、2019年6月現在、210名が救急認定ソーシャルワーカーとして認定・登録されています。

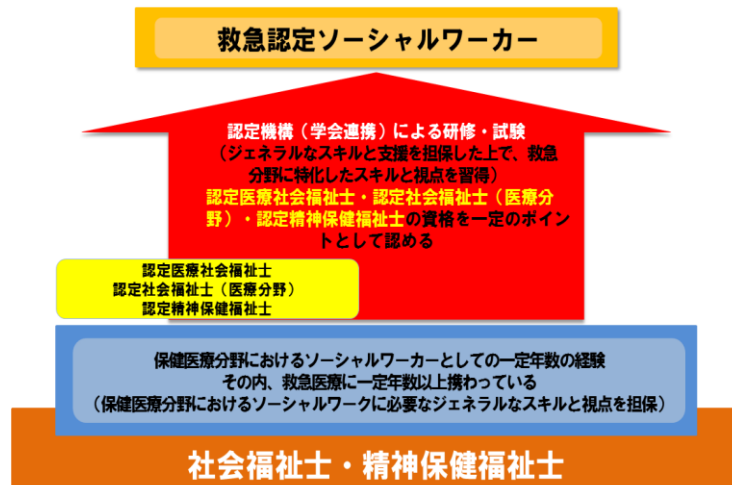
○申請要件

- (1) 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家資格を取得し、その登録をしている。
- (2) 申請時において、ソーシャルワーカーとして医療機関等(病院・診療所・老人保健施設)での勤務歴が5年以上有しており、うち2年以上は救急医療に携わっている(注1)。
- (3) 申請時において、ソーシャルワーカーとして医療機関等に勤務している。
- (4) 指定された研修等(注2)を修了している。

注1 2次または3次救急医療機関及び精神科救急医療施設において、救急病棟を担当しているか、又は救急車両で搬送された救急搬送患者への支援を月平均8ケース(実件数)以上担当すること。

注2 認定医療社会福祉士、認定社会福祉士(医療分野)、認定精神保健福祉士を取得している場合は、認定機構が実施する研修の1日目を免除する。

救急医療分野におけるソーシャルワーカーの認定制度



— 第4回(2019年度)認定事業 —

- (1) 申請期間: **2019年9月1日(日)～2019年9月30日(月) 必着**
- (2) 1次審査(書類審査)

結果通知: 2019年10月15日 頃
- (3) 研修: 2019年11月23日(土)・24日(日) 2日間
- (4) 2次審査(筆記試験): 2019年11月24日(日)

結果通知: 2020年1月下旬
- (5) 資格認定: 2020年4月1日

HP用QRコード



○更新要件(5年毎)

- (1)更新申請時において、救急認定ソーシャルワーカーである。
- (2)更新申請時点で医療機関等に勤務している。
- (3)認定を受けてから、本機構の構成団体および協力団体のいずれかの大会・学術集会において、1回以上参加している。
- (4)本機構が指定する研修等を修了している。
- (5)本機構が定める更新認定ポイント(80P以上)を取得している(表1)。

表1

項目	詳細	ポイント	備考
研修参加	本機構の指定する研修	2h未満 5P 2h以上4h未満 10P 4h以上 20P	30P取得必須
大会・学術集会参加	構成団体および協力団体のいずれかの大会・学術集会	10P	10P取得必須
研究発表 (本機構が承認した学会・学術集会(注3)) ※救急医療分野に関連するもの	筆頭演者 シンポジスト 座長 共同演者	20P 20P 5P 5P	
論文発表 ※救急医療分野に関連するもの	著者 共著者	30P 10P	
著書 ※救急医療分野に関連するもの	著者 共著者	30P 10P	
認定資格	認定医療社会福祉士 認定社会福祉士(医療分野) 認定精神保健福祉士	10P	10Pを上限

注3 本機構の構成団体および協力団体の他、日本救急医学会とその地方会、医療と福祉の分野の日本学術会議協力学術研究団体に登録している学会

○救急認定ソーシャルワーカー標準テキスト 発売中！



救急患者支援 地域につなぐソーシャルワーク

救急認定ソーシャルワーカー標準テキスト

定価 4,968円(税込)

監修:救急認定ソーシャルワーカー認定機構

編集:救急認定ソーシャルワーカー認定機構研修・テキスト作成委員会

第1版・A4・310ページ・並製

発行年月:2017年9月

ISBN 978-4-89269-936-8



へるす出版

○救急認定ソーシャルワーカー認定機構 事務局

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-15 大阪大学医学部附属病院 高度救命救急センター内

TEL/06-6879-5384(直通) FAX/06-6879-5725

メール:emergencysocialworker@gmail.com facebook:<https://www.facebook.com/msw.for.emergency/>